

65歳以上の皆さま

「電話でお金詐欺」対策に補助があります

全国各地でいろいろな詐欺が多発しています。

飯島町でも令和4年の1年間に、約1,000万円もの特殊詐欺の被害が確認されました。

そのため、令和5年4月から3年間、65歳以上の方がいる世帯に特殊詐欺や悪質な電話勧誘などの被害を防ぐ機器やサービスに対して補助をします。大切な財産を詐欺の被害から守りましょう。

★対象機器やサービスは？

- ① 「この電話の通話内容は録音されます」など、着信時に警告を発する機器
- ② 「自動」で会話を録音してくれる機器
- ③ 詐欺の疑いのある電話をAIが判別し、危険をお知らせするサービスの工事費
- ④ 警察などから提供された、「迷惑電話番号などを自動で着信拒否」するサービス



【留意事項】

※令和5年4月1日以降に、機器の購入またはサービスを契約したものを補助対象とします。

※世帯員全員が町税などを滞納していない方、暴力団等でないことを条件とします。

※町内事業者から購入した機器を正しく設定すること。

※留守番電話機能のみの電話は対象外です。(心配な場合はあらかじめご相談ください)

※「迷惑電話番号などを自動で着信拒否」するサービスは、1年以内に途中解約しないこと。

★補助対象経費と補助金額は？

- ① 対象機器の購入・設置費又は工事費
- ② 「迷惑電話番号などを自動で着信拒否」するサービス使用料の12か月分
いずれも3分の2以内、上限10,000円(①のみ、②のみ、①+②)

★申請方法は？

機器の購入設置やサービスの契約後に、次の書類を役場に提出してください。

- ① 申請書兼実績報告書(役場窓口・町ホームページ)
- ② パンフレットなど機器の機能などが分かるもの
- ③ 領収書の写し(支払日・金額・購入先がわかるもの)または、サービスの契約書の写し(使用料の月額または年額・契約先がわかるもの)

■問い合わせ先

飯島町役場 総務課 危機管理係

電話:86-3111(内線218, 219) FAX:86-4395

E-mail:kikikanri@town.iijima.lg.jp

